

ID: 222

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	名寄市国民健康保険条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第136号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(出産育児一時金の支給)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日